

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：森林経営管理法

規制の名称：災害等防止措置命令及び代執行

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室

評価実施時期：令和6年10月～令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時点では、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、適切な伐採及び保育が実施され、災害等の発生防止などの機能が発揮されている森林は約7割に留まっていた。これは、森林所有者の森林経営への意欲や所有意識が低下しており、災害等の発生のおそれがある森林であっても放置されていたことによる。

原因を解決するに当たっては、

（１）森林所有者の責務の明確化

（２）森林所有者に対し、所有森林が周辺環境に災害等の悪影響を及ぼすおそれがある旨を周知して施業を促す

等の手段が考えられるが、経営意欲が低下している森林所有者にあっては、周知されたとしても適切な保育等を実施しないことが想定されることから、これらの手段のみでは不十分であるため、当該規制が措置された。

事前評価以降もこのような課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は発現していない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価以降に課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は見受けられないため、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価時と同様に、森林は適切な管理がされることにより国土の保全や水源の涵養という機能が良好に保たれ、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであるため、適切な管理によって森林の機能を良好に保つことが重要であり、本規制は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

遵守費用として、災害等防止措置に要する費用が発生する。また、市町村による代執行が実施された場合には当該費用が市町村により徴収されることとなる。

本規制を導入した平成 31 年以降、災害等防止措置命令及び代執行ともに、活用がなかったため、事前評価時の費用推計と実際に生じた遵守費用との比較はできない。

なお、参考までに、伐採又は保育に要する費用の一例は以下のとおり。

○ 保育間伐：181 千円／1 ha（林野庁調べ、令和 5 年度末時点）

※事前評価時の費用（131 千円／1 ha）との差については、事前評価から現在に至るまでの間に生じた、人件費や資材費等の高騰によるもの。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

行政費用として、市町村には命令に係る事務経費が発生する。代執行を行う場合においては、森林所有者から災害等防止措置に要する費用を徴収することとしているため、行政費用は発生しない。

なお、市町村の命令は市町村職員が職務の一環として行うものであり、行政費用として定量化することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制を導入した平成 31 年以降、災害等防止措置命令及び代執行ともに、活用がなかったため、本規制による効果は把握できない。

本規制の活用がなかった理由については、1. 市町村において、森林経営管理法に基づく取組が進み、森林整備につながったこと、2. さらに、森林経営管理法では、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林について、本規制のほかに、所有者不明森林等の特例措置の活用によって森林整備を実施することも可能であることから、少なくとも現在に至るまでの期間においては、市町村が本規制を活用する判断に至らなかったものとする。

ただし、現在に至るまでの期間においては活用がなかったものの、近年の集中豪雨の増加等により、山地災害が頻発化、激甚化していることを踏まえれば、災害等を防止するために早急な森林整備の必要性が生じる場合等において、6月に及ぶ公告期間や都道府県による裁定等の手続が発生し得る所有者不明森林等の特例措置といった他の制度ではなく、市町村内で事務が完結する本規制の活用による対応が必要になる可能性は依然として排除できないため、本規制は引き続き維持する必要がある。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

災害等防止措置の実施により、森林の機能が良好に保たれることとなるが、森林の位置や面積は様々であり、また、適切に管理されることにより発揮される森林の機能は多岐にわたるため、金銭価値化は困難である。

なお、森林が適切に管理され、森林の機能が発揮された場合の評価額の一例は以下のとおり。

- ・ 二酸化炭素吸収 1 兆 2,391 億円/年
- ・ 化石燃料代替 2,261 億円/年
- ・ 表面侵食防止 28 兆 2,565 億円/年
- ・ 表層崩壊防止 8 兆 4,421 億円/年
- ・ 洪水緩和 6 兆 4,686 億円/年
- ・ 水資源貯留 8 兆 7,407 億円/年
- ・ 水質浄化 14 兆 6,361 億円/年
- ・ 保健・レクリエーション 2 兆 2,546 億円/年

（資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料）

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

これまで放置されていた森林の管理が行われることで、その周辺森林の整備も進む可能性がある。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

現在に至るまでの期間では活用がなかったものの、近年の集中豪雨の増加等により、山地災害が頻発化、激甚化していることを踏まえれば、災害等を防止するために早急な森林整備の必要性が生じる場合等、他の制度ではなく本規制の活用による対応が必要になる可能性は依然として排除できない。

また、一たび災害等が発生した場合には、災害等防止措置に要する費用等をはるかに超える多大な費用が災害復旧のために必要となることを踏まえれば、効果が費用を上回ることは明らかである。

この他、これまで適切な経営又は管理がされなかった森林の活用が進むことにより、その周辺森林の整備も進む可能性が高い。

したがって、本規制を維持することは妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。